

横福指第 456号
令和6年(2024年)2月26日

指定障害福祉サービス事業者等代表者様

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課長

業務管理体制の整備に関する報告等の提出について(通知)

このことについて、次のとおり報告等を求めますので、横須賀市民生局福祉こども部指導監査課あて関係書類の提出をお願いします。

1 業務管理体制の整備に関する報告等とは

障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、平成24年度より指定障害福祉サービス事業者等(以下、「事業者」という。)は、法令遵守等の業務管理体制を整備すること及びそれに関する事項を記載した届出書を関係行政機関(国、都道府県、市町村)に届け出ることが義務付けられています。

厚生労働省関東信越厚生局では、事業者の規模・法人種別等に応じた適切な業務管理体制が整備されているかについて検証を行うことを目的として、既に届出のあった事業者を対象に、業務管理体制の整備・運用状況を確認するための検査を定期的に実施しています。(平成29年度より厚生労働省本省から事務移管)

2 業務管理体制の整備に関する報告等の根拠規定

(指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設)

児童福祉法律第21条の5の26及び第21条の5の27

(指定障害児相談支援事業者)

児童福祉法第24条の39第1項

(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の3第1項

(指定一般相談支援事業者、及び指定特定相談支援事業者)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の32第1項

<裏面あり>

3 対象とする事業者

以下のカテゴリごとにおいて、すべての事業所等が横須賀市内に所在する事業者

A. 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設
B. 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者
C. 指定障害児通所支援事業者
D. 指定障害児入所施設
E. 指定障害児相談支援事業者

※横須賀市と他市で事業所等を運営している場合は、神奈川県所管になります。

※所管先はAからEのカテゴリごととなり、横須賀市所管となるカテゴリのみが今回の報告書の対象です。

4 提出書類

必須	業務管理体制の整備に係る報告書
該当する 場合 提出	※本市が届出先であるが、一度も整備に関する届出書を提出していない場合 業務管理体制の整備に関する事項の届出書（第1号様式・第2号様式） ※以前本市へ届出した内容と異なっている場合（法人代表者、法人事務所の所在地、法令遵守責任者等） 業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）（第3号様式・第4号様式）

「障害福祉情報サービスかながわ」のサイトにおいて提供する様式（業務管理体制の整備に係る報告書）に必要事項を記載し、

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課法人・障害担当あてに送付してください。

5 提出期限

令和6年3月13日(水)

業務ご多忙のところ恐れ入りますが、よろしくお願いたします。

事務担当 横須賀市民生局福祉こども部指導監査課法人・障害担当

電話：046-822-8411 FAX：046-827-2566

E-mail：shidokansa-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp